

奈良県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬司土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年五月二十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 正博	大和郡山市馬司町一〇三三
〃	吉田 裕史	〃 一〇五四
〃	池田 定雄	〃 一〇五六
〃	辰巳 英史	〃 一〇三四―一
〃	植田 昌克	〃 一〇二八
〃	増村 正司	〃 一〇〇〇
監事	植村 寛	〃 一〇一七
〃	片岡 秀訓	〃 一〇二六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 正博	大和郡山市馬司町一〇三三
〃	吉田 裕史	〃 一〇五四
〃	池田 定雄	〃 一〇五六
〃	辰巳 英史	〃 一〇三四―一
〃	面畑 正隆	〃 一〇一二
監事	植村 寛	〃 一〇一七
〃	片岡 秀訓	〃 一〇二六